



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 6

北九州市告示第 330 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 21 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所
理事 九州事業所長 大原滋幸

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	無機製品課 PCS 工場 除害塔 CS 2D901
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号） 別表第 1 の第 27 号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設
能力	排ガス処理能力 130.8 kg / 時間

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

名称	無機製品課 PCS 工場 除害塔 CS 2D901
使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常

の量及び最大の量並びに汚染状態の通常値及び最大の値

名称	無機製品課 P C S 工場 除害塔 C S 2 D 9 0 1		
汚水等の量 (m^3 / 日)	通常	5 5	
	最大	1 1 0	
水素イオン濃度	通常	4 ~ 1 3	
	最大	4 ~ 1 3	
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常	2 0 0	
	最大	3 , 0 0 0	
窒素含有量 (mg / ℓ)	通常	2 0	
	最大	5 0	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

処理施設名 排水処理設備 A S A 2

項目	設置前		設置後	
汚水等の量 (m^3 / 日)	通常	9 , 1 5 4	通常	9 , 1 6 4
	最大	1 1 , 1 0 1	最大	1 1 , 6 0 7
水素イオン濃度	通常	6 ~ 9	同左	
	最大	6 ~ 9		
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常	1 8 6	通常	1 7 8
	最大	2 3 0	最大	2 3 0
浮遊物質 (mg / ℓ)	通常	6 4	通常	6 1
	最大	8 6	最大	8 6
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg / ℓ)	通常	—	同左	
	最大	4		
フェノール類含有量 (mg / ℓ)	通常	—	同左	
	最大	9		

窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 1 7 3 最大 2 5 4	通常 1 6 6 最大 2 5 4
りん 燐含有量 (m g / ℓ)	通常 1 0 . 2 最大 3 8	通常 9 . 8 最大 3 8
ふっ素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 1 最大 6	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 N o . 5 排水口

イ 排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水の量 (m ³ / 日)	通常 5 6 , 8 5 6 最大 7 6 , 8 9 8	通常 5 6 , 9 9 6 最大 7 7 , 5 3 4
水素イオン濃度	通常 5 ～ 9 最大 5 ～ 9	同左
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 4 0 最大 4 5	同左
浮遊物質量 (m g / ℓ)	通常 3 0 最大 4 0	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (m g / ℓ)	通常 — 最大 1	同左
フェノール類含有量 (m g / ℓ)	通常 — 最大 1	同左
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 6 0 最大 1 2 0	同左
燐含有量 (m g / ℓ)	通常 2 . 6 最大 9	同左
ふっ素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 6 最大 6 . 7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 8 年 8 月 2 1 日から同年 9 月 1 1 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

（ 2 ） 場 所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 8 年 9 月 1 1 日までに前項第 2 号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 3 3 1 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）
第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管した
ので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の
台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり

2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する
休日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転
車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過し
ても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分す
る。

別表

移動し、保管した自転車が 放置されていた場所	移動し、 保管した 自転車の 台数	移動し、保 管した年月 日	保管及び返還を行 う場所
J R 門司駅周辺地区自転 車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 7 月 6 日	北九州市小倉北区 青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 門司港駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2 台	令和 8 年 7 月 6 日	
門司区自転車放置禁止区	4 台	令和 8 年 7	

域外		月 3 日	
	4 台	令和 8 年 7 月 2 7 日	
	4 台	令和 8 年 7 月 2 9 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 8 年 7 月 7 日	
	3 台	令和 8 年 7 月 1 5 日	
	1 1 台	令和 8 年 7 月 2 3 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 7 月 2 9 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 8 年 7 月 2 日	北九州市小倉南区 下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 8 年 7 月 3 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 6 日	
	2 台	令和 8 年 7 月 7 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 9 日	
	3 台	令和 8 年 7 月 1 6 日	
	3 台	令和 8 年 7 月 2 1 日	
	3 台	令和 8 年 7 月 2 4 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 2 8 日	
	3 台	令和 8 年 7 月 3 0 日	
小倉南区自転車放置禁止	1 台	令和 8 年 7	

区域外		月 2 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 3 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 7 日	
	2 台	令和 8 年 7 月 10 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 14 日	
	3 台	令和 8 年 7 月 16 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 17 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 21 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 22 日	
	3 台	令和 8 年 7 月 28 日	
	4 台	令和 8 年 7 月 30 日	
若松区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 8 年 7 月 2 日	北九州市戸畑区三六町 13 番 三六自転車保管所
	2 台	令和 8 年 7 月 8 日	
	2 台	令和 8 年 7 月 21 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 28 日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 8 年 7 月 21 日	北九州市八幡西区 大字藤田 2319 番 6 藤田自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 8 年 7 月 9 日	
J R 折尾駅周辺地区自転	2 台	令和 8 年 7	北九州市八幡西区

車放置禁止区域		月 1 6 日	長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 8 年 7 月 8 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 8 年 7 月 6 日	北九州市八幡西区 大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	3 台	令和 8 年 7 月 7 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 8 日	
	2 台	令和 8 年 7 月 1 0 日	
	3 台	令和 8 年 7 月 2 4 日	
	3 台	令和 8 年 7 月 2 9 日	
J R 九工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 8 年 7 月 1 0 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 8 年 7 月 1 0 日	三六自転車保管所
	2 4 台	令和 8 年 7 月 2 2 日	
	1 台	令和 8 年 7 月 2 7 日	